

利用者のために

1 統計の目的

農産物の産出額及び農業が生み出した付加価値額である生産農業所得を推計し、農業生産の実態を金額で評価することにより明らかにし、農政の企画やその実行のフォローアップに資する資料を提供することを目的としている。

2 推計期間

本統計の推計期間は、令和4年1月から令和4年12月までの1年間である。

ただし、暦年をまたいで生産される野菜、果実等は年産区分とした。

また、年産単位の経常補助金については、上記の推計期間を越えて支払われるものについても計上した。

3 推計範囲

本統計の推計範囲は、図1の概念図において矢印の推計範囲で示す日本標準産業分類に属する事業所から生産される農産物（山林用苗木を含み、きのこ類の栽培及び蚕種の生産を除く。）及び主として自家生産した原材料を使用して生産した加工農産物であり、推計の対象とする主な品目は次表のとおりである。

なお、都道府県別推計において個別推計の対象とした品目の範囲は、令和3年都道府県別農業産出額において、都道府県ごとの産出額がおおむね5,000万円以上であった農産物及び加工農産物とした。

また、全国推計では全ての中間生産物（最終生産物となる農産物の生産のために再び投入される農産物をいい、種子、飼料、子豚、ひな等が該当する。）を推計から除外するが、都道府県別農業産出額では、中間生産物のうち他都道府県へ販売されたものは推計の範囲に含めている。

これは、当該都道府県においては最終生産物として生産された中間生産物の価値を適切に当該都道府県に帰属させるためである。

図1 生産農業所得統計における推計範囲の概念図

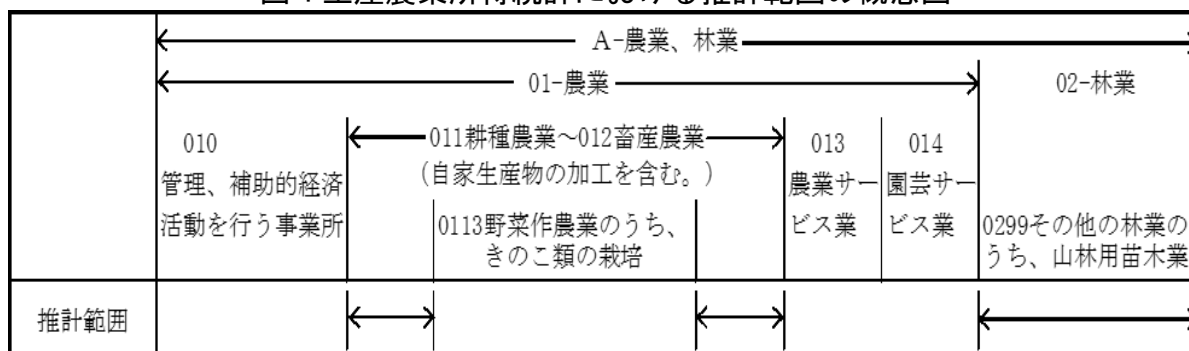


表 農産物の範囲

部門		品目名
耕種	米	米（玄米、くず米等）
	麦類	小麦、六条大麦、二条大麦、はだか麦等
	雑穀	そば等
	豆類	大豆、いんげんまめ、小豆、らっかせい（からつき）等
	いも類	かんしょ、ばれいしょ
	野菜類	スイートコーン、えだまめ（未成熟） さやえんどう（未成熟） そらまめ（未成熟） さやいんげん（未成熟） きゅうり、かぼちゃ、すいか、メロン、なす、トマト、いちご、 ピーマン、にがうり、オクラ、ししとう等
		キャベツ、はくさい、非結球つな、ほうれんそう、ねぎ、たまねぎ、にら、みつば しゅんぎく、にんじん、らっきょう、レタス、セリ、カリフラワー、ブロッコリー、こまつな、パセリ、ア スパラガス、ふき、みょうが、わさび、しそ、たけのこ、チンゲンサイ、もやし等
		だいこん、かぶ、にんじん、ごぼう、さといも、やまのいも、れんこん、しょうが、くね等
	果実	みかん、ネーブルオレンジ、なつみかん、はっさく、いよかん、清見、ポンカン、りんご、 ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、うめ、かき、くり、すもも、いちじく、パインアップル、 キウイフルーツ、ゆず、不知火（デコポン）等
	花き	切り花 チューリップ、きく、ゆり、ばら、カーネーション、トルコギキョウ、きんせんか、ストック、 りんどう、スターチス、ガーベラ、洋ラン、カスミソウ、切り葉、切り枝、アルストロメリア等
		球根 チューリップ等
		鉢ものの類 シクラメン、洋ラン類、観葉植物、花木類等
		花き苗類 パンジー等
		その他花き 芝等
	工芸農作物	さとうきび、てんさい、こんにゃくいも、薬材、茶（生薬）等
	その他作物	庭園樹苗木、街路樹苗木、山林用苗木等 植物生長（みかん、なつみかん、はっさく、いよかん、ネーブルオレンジ、りんご、ぶどう、 なし、かき、もも、おうとう、びわ、うめ、くり、茶等）
畜産	肉用牛	肉用牛（子牛、育成牛、肥育牛、和牛、乳牛去勢、交雑牛等）
	乳用牛	生乳、乳牛、乳廃牛
	豚	豚（肉豚、子豚（他都道府県へ販売したもの））
	鶏	鶏卵、ブロイラー、ひな（他都道府県へ販売したもの）、廃鶏等
	その他畜産物	馬、養蚕、軽種馬、めん羊、やぎ、はちみつ、うずら卵等
加工農産物		かんぴょう、干がき、かんしょ切干、荒茶、畳表等

4 全国推計の取りまとめ

(1) 農業総産出額及び生産農業所得推計の概要

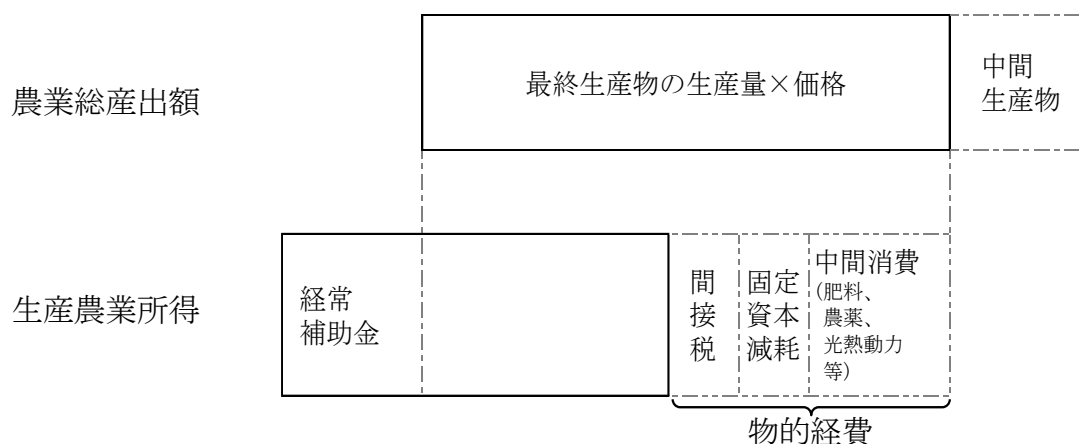
全国を一つの推計単位とし、農産物の生産量及び価格に関する諸統計等を用いて、農業総産出額及び生産農業所得を推計した加工統計である。

ア 農業総産出額は、農業生産活動による最終生産物の品目ごとの生産量（全国計）に、品目ごとの農家庭先販売価格（全国平均）（消費税を含む。）を乗じた額を合計して求めたものである。

注：農家庭先販売価格とは、農業経営体から出荷した時点における価格であり、具体的には、集出荷団体に出荷した場合には、集出荷団体からの受取価格（青果物卸売市場における卸売価格から卸売手数料等をはじめとした集出荷・販売経費を控除したもの）、直売所に委託販売した場合には、直売所における販売価格から直売所に支払う手数料、包装荷造費、運搬に要した燃料費等を控除したものである。

イ 生産農業所得は、農業生産活動によって生み出された付加価値であり、農業総産出額から物的経費（減価償却費及び間接税を含む。）を控除し、経常補助金を実額加算して求めたものである（図2参照）

図2 農業総産出額と生産農業所得の概念



(2) 推計方法

ア 農業総産出額

農業総産出額は、都道府県別農業産出額を加算したものを基本とし、次の事項については、次式により別途算出した。

なお、全国を一つの推計単位とする農業総産出額では、種子や飼料作物等の中間生産物の全てを控除している。

(7) 肉用牛

肉用牛産出額は、次式により、と畜頭数に在庫増減分を加算し、これに成牛と畜価格を乗じて求めている。

$$\left\{ \left(\text{成牛と畜頭数} + \text{子牛と畜頭数} \times \frac{1}{2} \right) + (\text{12か月未満の期末頭数} - \text{12か月未満の期首頭数}) \times \frac{4}{10} + (\text{12～24か月の期末頭数} - \text{12～24か月の期首頭数}) \times \frac{8}{10} + (\text{24か月以上の期末頭数} - \text{24か月以上の期首頭数}) \right\} \times \text{成牛と畜価格}$$

(イ) 乳用牛のうち乳牛及び乳用子牛

a 乳牛の産出額

乳牛の産出額は、次式により、子牛の生産及び成長による増加分を成畜頭数に換算し、これに価格を乗じて求めている。

$$\left\{ \left(\text{12か月未満の期首頭数} \times \frac{4}{10} \right) + (\text{12～24か月未満の期末頭数} \times \frac{3}{10}) + (\text{12～24か月未満の期首頭数} \times \frac{3}{10}) \right\} \times \text{成畜価格}$$

b 乳用子牛

乳用子牛（雌及び雄）と畜頭数 × 乳用子牛価格

(ウ) 豚

豚の産出額は、次式により、と畜頭数に在庫増減分を加算し、これに肉豚価格を乗じて求めている。

$$\left\{ \text{肉豚と畜頭数} + (\text{期末頭数} - \text{期首頭数}) \times \frac{2}{3} \right\} \times \text{肉豚価格}$$

(エ) 採卵鶏

採卵鶏の産出額は、次式により、廃鶏羽数に在庫増減分を加算し、これに廃鶏価格を乗じて求めている。

$$\left\{ (\text{廃鶏羽数} + (\text{6か月未満期末羽数} - \text{6か月未満期首羽数}) \times \frac{1}{2} + (\text{6か月以上期末羽数} - \text{6か月以上期首羽数})) \right\} \times \text{廃鶏価格}$$

イ 生産農業所得

生産農業所得は、アにより算出した農業総産出額から物的経費（減価償却費及び間接税を含む。）を控除し、経常補助金を実額加算したものであり、具体的には、次式により算出している。

なお、wwwww 部は、農業経営統計調査（営農類型別経営統計）の結果から算出する。

$$\text{生産農業所得} = \text{農業総産出額} \times \frac{\text{農業粗収益(経常補助金を除く。)} - \text{物的経費}}{\text{農業粗収益(経常補助金を除く。)}} + \text{経常補助金}$$

注：物的経費には、減価償却費及び間接税を含む一方、農業の生産活動に伴う付加価値である雇用労賃、支払利子・地代等を含まない。

ウ 分析指標

参考として、農業総産出額に占める生産農業所得の割合を掲載した。

5 都道府県別推計の取りまとめ

(1) 農業産出額及び生産農業所得推計の概要

都道府県を一つの推計単位とし、農産物の生産量及び価格に関する諸統計等を用いて、農業産出額及び生産農業所得を推計した加工統計である。

ア 農業産出額は、都道府県別の品目ごとの生産量に、品目ごとの農家庭先販売価格（消費税を含む。）を乗じて求めているものであり、全国推計における農業総産出額と同様の概念である。

しかしながら、全国推計とは次のような違いがあるため、都道府県別推計の合計値と全国推計の農業総産出額とは、必ずしも一致しない。

(ア) 都道府県別推計では、他の都道府県に販売された中間生産物（最終生産物となる農産物の生産のために再び投入される農産物をいい、種子や子豚等が該当する。）を農業産出額に計上するが、全国推計では中間生産物の一切を農業総産出額に計上しない。

なお、都道府県別推計における中間生産物の移出入は次のとおり取り扱う。

- a 自都道府県で生産され、農業に再投入した中間生産物は、自都道府県の農業産出額から控除する。
- b 他都道府県に販売した中間生産物は、自都道府県の農業産出額に計上する。
- c 他都道府県から購入した中間生産物は、自都道府県の農業産出額から控除しない。

(イ) 都道府県別推計では、牛馬は成長過程（子牛、育成牛等）の流通段階ごとの育成差益を農業産出額に計上するが、全国推計では最終生産物（と畜された牛馬）のみを計上する。

イ 生産農業所得は、農業生産活動によって生み出された付加価値であり、農業産出額から物的経費（減価償却費及び間接税を含む。）を控除し、経常補助金を実額加算して求めているものであり、全国推計における生産農業所得と同様の概念である。

(2) 推計方法

ア 農業産出額

(ア) 都道府県別農業産出額

都道府県別農業産出額は、次式のとおり、品目ごとに a により把握した生産量に、b により把握した価格を乗じて推計し、それらを合計して求めている。

$$\text{品目別産出額} = \text{品目別生産量} \times \text{品目別農家庭先販売価格}$$

なお、加工農産物については、加工によって新たに付加された価値（加工農産物の製品としての産出額からその原料となった農産物の産出額を控除したもの）のみを産出額に計上するため、次式により算出している。

加工農産物の産出額 =

$$\begin{aligned} & (\text{加工農産物の製品生産量} \times \text{加工農産物製品価格}) - \\ & (\text{加工農産物の原料数量} \times \text{加工農産物の原料価格}) \end{aligned}$$

a 生産量

農産物及び加工農産物の生産量は、作物統計調査、畜産物流通調査等の生産量統計を基礎資料としているが、生産量統計のない農産物で地域的に重要な農産物の数量及び中間生産物の移出入量については、地方公共団体、卸売会社、農業団体等への情報収集により推定している。

b 価 格

地方公共団体や農業協同組合への情報収集を基本とし、各種業務情報や統計情報も利用して推定した農家庭先販売価格（農業経営体が出荷した時点の消費税を含む価格）であり、価格情報に諸経費（市場手数料、集出荷団体経費等）が含まれている場合には控除した。具体的には次のとおり推定している。

(a) 農産物

地方公共団体や農業協同組合への情報収集を基本とし、米の産地品種銘柄別相対取引価格（農林水産省農産局）、麦・大豆の産地品種別価格等の各種業務情報、青果物卸売市場調査（産地別）、農業物価統計調査等の統計情報も利用して推計している。

(b) 植物生長額

各樹木の生長額を次式により推計し、それらを合計して求めている。

樹木別10a当たり生長額(A) = 前年の10a当たり生長額×農業物価統計の農業生産資材価格指数の変動率（飼料及び畜産用動物を除く。）

都道府県別植物生長額 = Σ (A × 都道府県別未成園面積)

(c) 畜産物

地方公共団体や農業協同組合への情報収集を基本とし、食肉卸売市場調査、農業物価統計調査等の統計情報も利用して推計している。

なお、子牛、子馬等、成長過程にあるものが販売された場合には、それぞれの農家庭先販売価格を適用している。

また、育成牛馬及び廃牛馬の価格は、次式による育成差益等を適用している。

育成牛馬の育成差益 = 育成牛馬の価格 - 育成する当歳の子牛馬の価格

肉用牛の育成差益 = 肉用牛価格 - 肥育用もと牛価格

廃牛馬の処分差益 = 廃牛馬価格 - (明け3歳の成牛馬の価格 $\times \frac{1}{2}$)

注： 廃牛馬の処分差益の計算において、廃牛馬価格から成牛馬の明け3歳時点の価格の2分の1の額を差し引くことにしているのは、繁殖牛馬や役牛馬が廃用される場合の残存価格（肉部分）を成畜時価に対する割合の2分の1とみなし、実際の廃牛馬価格との差を処分差益として、当期の生産に計上しているためである。

(d) 加工農産物

地方公共団体や農業協同組合への情報収集を基本とし、都道府県別茶期別荒茶価格の業務情報も利用して推計している。

(ウ) 全国農業地域別農業産出額

(ア)により推計した都道府県別農業産出額について、6の(2)の全国農業地域の区分に含まれる都道府県の農業産出額を加算集計している。

(ウ) 合計（全国）農業産出額

(イ)により推計した全国農業地域別農業産出額を加算集計している。

イ 生産農業所得

(ア) 都道府県別生産農業所得

都道府県別生産農業所得は、アの(ア)により算出した都道府県別農業産出額から物的経費（減価償却費及び間接税を含む。）を控除し、経常補助金を実額加算したものであり、具体的な推計方法は次式のとおりである。

なお、〰〰〰〰〰 部は、農業経営統計調査（営農類型別経営統計）の結果から算出する。

$$\text{生産農業所得} = \text{農業産出額} \times \frac{\text{農業粗収益(経常補助金を除く。)} - \text{物的経費}}{\text{農業粗収益(経常補助金を除く。)}} + \text{経常補助金}$$

注：物的経費には、減価償却費及び間接税を含む一方、農業の生産活動に伴う付加価値である雇用労賃、支払利子・地代等を含まない。

(イ) 全国農業地域別生産農業所得

(ア)により推計した都道府県別生産農業所得について、6の(2)の全国農業地域の区分に含まれる都道府県の生産農業所得を加算集計している。

(ウ) 合計（全国）生産農業所得

(イ)により推計した全国農業地域別生産農業所得を加算集計している。

ウ 農業産出額特化係数

農業産出額特化係数とは、都道府県ごとの農業生産の特徴を部門別産出額の構成比で示したものであり、時系列を追うことで部門構成の変化や主産地化の推移を検討することができる指標である。

$$\text{農業産出額特化係数} = \frac{\text{都道府県別の部門別産出額}}{\text{都道府県別の農業産出額計}} \div \frac{\text{合計(全国)の部門別産出額}}{\text{合計(全国)の農業産出額計}}$$

エ 分析指標

参考として、農業産出額に占める生産農業所得の割合及びしいたけ、えのきだけ等栽培きのこ類（林業）生産の産出額を含めた農業産出額を掲載した。

6 統計表章

(1) 表章項目

統計表における表章項目は、耕種、畜産のそれぞれについて、米、野菜、肉用牛、乳用牛といった個別の農産物（品目）を包含した部門単位を基本に表章した。

なお、大豆とえだまめのように子実と未成熟で利用目的が異なる農産物は、それぞれ別の品目とした。また、畜産物のうち、肉用牛、乳牛、豚等は、当年の子畜、肥育、育成、廃畜を合計して1品目として表章した。

また、統計表「主要農産物の産出額と構成割合（100位まで）」（表番号4－1）では、主要農産物（品目）の産出額を上位100位まで都道府県別に表章したところであるが、表章していない101位以下の農産物（品目）について当該情報の提供を希望する場合には、7の(8)の問合せ先に照会されたい。

(2) 全国農業地域等の区分

全国農業地域区分に含まれる都道府県は、次のとおりである。

全国農業地域	細分	所属都道府県
北海道	—	北海道
東北	—	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
北陸	—	新潟・富山・石川・福井
関東・東山	北 関 東	茨城・栃木・群馬
	南 関 東	埼玉・千葉・東京・神奈川
	東 山	山梨・長野
東海	—	岐阜・静岡・愛知・三重
近畿	—	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
中国	山 陰	鳥取・島根
	山 陽	岡山・広島・山口
四国	—	徳島・香川・愛媛・高知
九州	北 九 州	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分
	南 九 州	宮崎・鹿児島
沖縄	—	沖縄

7 利用上の注意

(1) 全国推計の値と都道府県別推計の値の利用について

全国推計と都道府県別推計では、前者は都道府県間で取引された種苗、子豚等の中間生産物が計上されていないが、後者には計上されている。

したがって、全国に占める各地域（全国農業地域、都道府県）の農業生産のシェアを分析する場合等には都道府県別推計の合計値を利用し、わが国の農業生産を部門別・品目別に分析する場合等には全国推計の値を利用されたい。

(2) 経常補助金の取扱いについて

平成27年から、販売金額と分離可能な経常補助金は農業総産出額には計上せず、生産農業所得に実額加算するよう変更したことから、利用に当たっては留意されたい。

(3) 農業産出額等の金額に関する推計結果には、消費税を含んでいる。

(4) 統計表で計と内訳が一致しないのは、表示単位未満を四捨五入したためである。

(5) 統計表中に用いた記号は、次のとおりである。

「0」、「0.0」、「0.00」： 単位に満たないもの（例：0.4% → 0%）

「—」： 事実のないもの

「…」： 事実不詳又は調査を欠くもの

「x」： 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「△」： 負数又は減少したもの

「nc」： 計算不能

(6) 秘匿措置について

本統計は、様々な統計情報等から推計した加工統計であり、推計に用いた一次統計において秘匿された措置が本統計の推計値から類推される可能性がある場合には、当該推計値も「x」表示としている。

また、情報収集先から秘匿要請があったものについても、同様に「x」表示とする秘匿措置を講じている。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合についても「x」表示としている。

(7) この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「令和4年生産農業所得統計（農林水産省）」による旨を記載してください。

- (8) 本統計の累年データについては、農林水産省ホームページの「統計情報」の分野別分類「農家の所得や生産コスト、農業産出額など」の「生産農業所得統計」で御覧いただけます。

https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/nougyou_sansyutu/#r

なお、本統計は加工統計であり、推計元となる基礎データに訂正等が生じた場合は、遡及後の統計表を掲載します。また、遡及の経過は「更新情報」として掲載しています。

https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/nougyou_sansyutu/#s

- (9) お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課 分析班

電 話：03-3502-8111 内線3635

直 通：03-6744-2042

※ 本統計に関する御意見・御要望は、上記問合せ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

<https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html>